

令和6年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率について

■健全化判断比率

4つの指標すべてにおいて、早期健全化基準を下回っています。

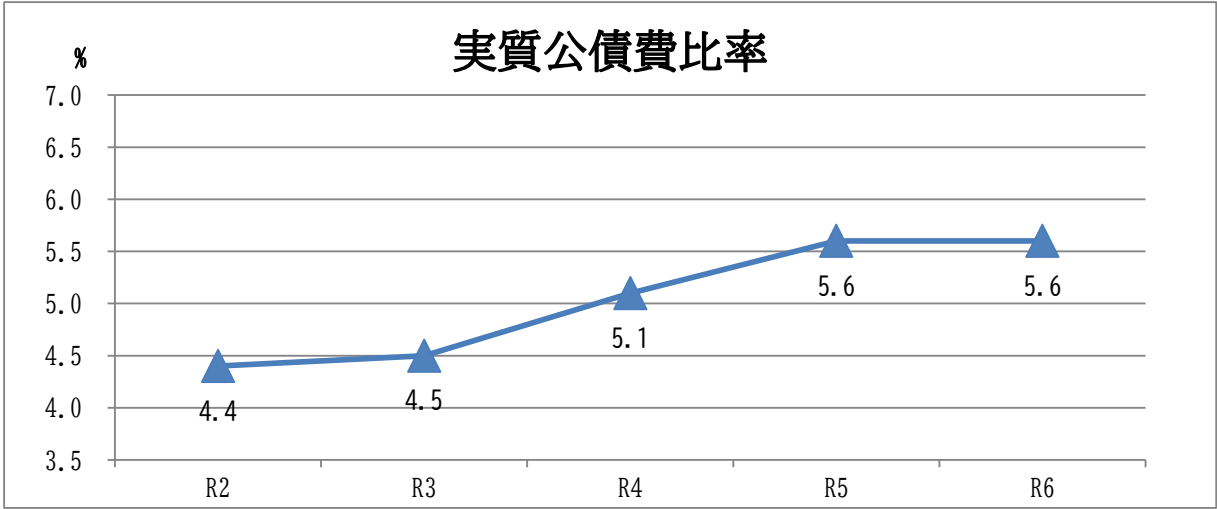
実質公債費比率は、令和5年度と同水準となった。

(単位：％)

指 標 名	早期健全化基準	令和6年度	令和5年度	令和6年度－令和5年度 (ポイント)
実 質 赤 字 比 率	11.95	－	－	－
連結実質赤字比率	16.95	－	－	－
実 質 公 債 費 比 率	25.0	5.6	5.6	0.0
将 来 負 担 比 率	350.0	－	－	－

- ※1 実質赤字比率、連結実質赤字比率、将来負担比率は算定されないため、「－」を記載しています。
- ※2 早期健全化基準は、財政の健全化に取り組まなければならない基準で、各自治体の標準財政規模に応じ、国が定めた算式により算出します。
- ※3 各比率のうち、いずれかが早期健全化基準以上の場合は、議会の議決を経て「財政健全化計画」を定め、計画に基づいて、財政の健全化に取り組む必要があります。
- ※4 用語の意味は、「用語解説」を御覧ください。

○実質公債費比率の推移



■資金不足比率

資金不足額（赤字額）はありません。

(単位：％)

会 計 名	経営健全化基準	令和6年度	令和5年度	令和6年度－令和5年度 (ポイント)
水 道 事 業 会 計	20.0	－	－	－
下 水 道 事 業 会 計		－	－	－
農業集落排水事業特別会計			－	－

- ※ 資金不足額がないため、「－」を記載しています。
- ※ 農業集落排水事業特別会計は、令和5年度末をもって廃止し、令和6年度から下水道事業会計に統合しました。